令和 ７年 ６月 ９日

お客さま各位

西中国信用金庫

# 「でんさいサービス」に係る利用料金の改正について

平素は 格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、政府・産業界・金融界が連携して取り組んでおります「２０２６年度末(２０２７年３月末)までの手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた対応の一環として、紙の手形・小切手に代わる電子的な決済方法として「電子記録債権サービス（でんさいサービス)」の利用を推奨しております。

こうした状況を踏まえ、当金庫では、お客さまの利便性向上の観点から、「でんさいサービス」の利用料金を改正（引き下げ）いたしますので、下記のとおりお知らせします。

これを機に、「でんさいサービス」のご利用をご検討いただきますよう、お願い申しあげます。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

記

１．「でんさいサービス」利用料金の改正（引き下げ）日

令和７年（２０２５年）７月１日（火）受付分より

２．改正する「でんさいサービス」利用料金（１件あたりの金額）　（消費税込み）

| | 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|---|
| 発生記録 | | |
| 債務者請求方式 | ２６４円 | ５５０円 |
| 債権者請求方式 | ２６４円 | ５５０円 |
| 譲渡記録 | １３２円 | ２２０円 |
| 分割譲渡記録 | １３２円 | ４４０円 |
| 開　示 | | |
| 単独保証記録 | １３２円 | ６６０円 |
| 変更記録 | | |
| 電子記録債権の変更記録請求 | １３２円 | ６６０円 |
| 支払等記録 | １３２円 | ２２０円 |

※１…上記「でんさいサービス」利用料金は、いずれも原則ＰＣ(パソコン)での利用料金です。書面代行(窓口等)での受付料金とは金額が異なりますので、詳しくは、当金庫ホームページにてご確認ください。

※２…「でんさいサービス」のうち、債務者利用としてご契約の場合は、別途、月額基本料１，１００円が必要となります。

３．その他

（１）「でんさいサービス」利用料金の改正につきましては、現在、「でんさいサービス」をご利用いただいているお客さまにも適用いたします。

（２）「でんさいサービス」ご利用にあたっての詳細につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

当金庫では、「でんさいサービス」のご利用をご検討いただいているお客さまのために、「でんさいサービス」の各種操作、お手続きに関するサポートとして、「でんさいチャットボット・ＦＡＱ・動画案内サービス」をご用意いたしております。

是非、お気軽にご利用ください。

以　上

【本件に関するお問い合わせ先】

西中国信用金庫　事務部　ＴＥＬ：０８３－２２８－２１３０

あたたかさを あなたに
西中国信用金庫